

昭和二十四年政令第四百四号

国際観光事業の助成に関する法律第一条の法人を指定する政令
内閣は、国際観光事業の助成に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十九号）第一条の規定に
基き、この政令を制定する。

国際観光事業の助成に関する法律第一条に規定する法人は、次の通りとする。
財団法人国際観光協会

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三〇年六月一日政令第八四号）

この政令は、公布の日から施行する。